

こども家庭センターを ご利用ください。



お子さんやそのご家族に関すること
なんでもお話をお聞きます!



- 誰かに話を聞いて欲しい
- どこに聞いたらいいか、わからない
- 育児で心配なことがある
- ヤングケアラーかもしれない子どもがいる
- 虐待かもしれない 等

● 相談内容にあわせた支援を行います ●

受付時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

場 所 各区役所こども家庭センター

こども家庭センターは各区役所に設置しています。詳しくはこちらから▶



お子さんやそのご家庭のことでお困りの方は まずはお気軽にご相談ください

こども家庭センターでは相談内容にあわせた支援を行います!

- 相談員による助言
- 利用可能なサービスの案内
- 専門性の高い相談窓口や関係機関との連絡調整等

各区の電話番号及びFAX番号

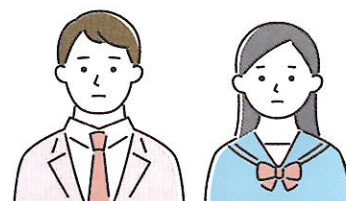
区	電話番号	FAX番号	区	電話番号	FAX番号
西	048-620-2660	048-620-2766	桜	048-856-6170	048-856-6279
北	048-669-6060	048-669-6169	浦和	048-829-6056	048-829-6239
大宮	048-646-3135	048-646-3169	南	048-844-7169	048-844-7279
見沼	048-681-6041	048-681-6169	緑	048-712-1155	048-712-1279
中央	048-840-6065	048-840-6115	岩槻	048-790-0161	048-790-0266

さいたま市ケアラー支援条例を制定しました(令和4年7月1日施行)

さいたま市では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進し、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

ヤングケアラーとは

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、日常生活上の世話その他必要な援助を提供する18歳未満の方をヤングケアラーといいます。



ヤングケアラーは以下のようなケアをしています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの方が
利用できる様々な
支援はこちらから

